

2004年4月27日

渡 邊 弘 (活水女子大学)

電子メール BZV04012@nifty.ne.jp

<http://www.hiroshisensei.com>

1 報告の目的

- (1) 「この程度の内容なら高校生はこなすことができる」という水準を示す。
 (2) 「市民社会の一員になる高校生に、この程度は得させたい」という水準を示す。
 (3) 「高校入学までに、この程度は理解してきてほしい」という水準を示す。
 授業の経験から述べることをお許し願いたい。

2 報告の前提状況

(1) 法政大学第二高等学校の状況

所在地 〒211-0031 神奈川県川崎市中原区木月大町164

JR南武線、東京急行電鉄東横線・目黒線 武蔵小杉駅下車徒歩10分

生徒数 男子 約2000人 全43クラス(1クラス43~49人)

学校の特徴

- ・全日制普通科男子校(私立)
 - ・大企業や中小零細企業の工場・商店などと住宅の混合地域に立地。
 - ・神奈川県下をはじめ、東京都・千葉県・埼玉県など遠隔地からも通学。
 - ・入学金25万円 校納金(授業料など)約70万円/年。
 - ・中学校も同一敷地内に付設されている(法政大学第二中学校)。法政二高入学後においては、法政二中出身者のみによるクラス編成は行っていない。
 - ・法政大学の付属校として、3年間の成績が一定水準以上に達し、かつ、生活面においても推薦基準を満たした者は、無試験で法政大学に推薦入学できる。一方、国公立大学は、法政大学への無試験入学推薦権を保持したまま、受験することが出来る。
 - ・教科教育は、全教科重視。市民としての総合的な共通教養および大学進学に耐えうる基礎的学力をつけることを基本とする。文・理系などのコース制は採っていない。1年生から3年生まで、共通カリキュラムによる授業が基本。
 - ・その上で、各生徒の興味・関心に沿って、3年生の必修選択科目で学ぶ。
 - ・3年生の必修選択科目は、週2講座(A講座=水曜日1・2時間目、B講座=金曜日3・4時間目、1講座10~30人程度)を受講する。
 - ・学校としては3学期制。3年生の必修選択科目、前期・後期の2学期制である。
- (2) 本報告の対象となる授業の前提
- ・本報告は、2000年度から2003年度における上記3年生の必修選択科目のひとつとしての「法と犯罪と裁判」の授業のうち、一番最初の単元「法と裁判 法の解釈とは何か」の授業実践。

3 「法と裁判 - 法の解釈とは何か」の授業

(1) 配付した資料プリント

この被告人に対する判決を考えよう！

【登場人物】

- A 被告人。 キリスト教会牧師。父親のいないCの父親代わり。
- B ××キリスト教会牧師。Aの知人。
- C ×高校2年生(17歳)。 キリスト教会内の会館に母Eと住む。
- D ×高校2年生(17歳)。Cの友人。
- E Cの母。 キリスト教会内の会館に住む。 キリスト教会の信徒。

【事件の概要】

キリスト教会の牧師である被告人Aは、Cに父親がいなかったため、進学時などにCの保証人になったりするなど、日常の相談相手となっていた。

1970年、Cの在学する×高校で学園紛争が起こり、Cがこれに参加していたので、Cの保証人である被告人Aは、学校の連絡で説得に当たり、連れ帰ったりしていた。その中で、Cの友人であるDを知るようになった。

CとDは、この学園紛争の中、70年10月頃から、校舎の一部を封鎖して立てこもることを計画し、CとD、およびその友人らは、10月16日から17日に、×高校化学実験室から薬品を盗み出し、×高校内で火炎ビン46本を製造するなどの準備をした。彼らは、18日午後9時30分頃、×高校の校舎内に侵入し、教室を封鎖する作業に取りかかった。ところが、午後10時30分頃、見回り中の用務員に遭遇し、用務員に警察へ通報された。彼らは、あわてて、火炎ビンなどをその場に放置したまま、各自分散して逃亡した。

警察は、18日午後11時30分頃から捜査を開始した。22日頃には、CとDの友人たちは、警察に出頭し取り調べが行われた。その捜査の過程で警察は、CとDが事件の主謀者であるとの疑いを抱き、その行方を追っていた。

これよりも前、19日午後8時頃、教会の牧師である被告人Aは、Cが帰ったことを、Cの母であるEから告げられ、「Cがどこかへ行ってしまう。止めてくれ」と頼まれたので、直ちにCとDに会った。被告人Aは、その日の夕刊で今回の事件を知っており、また、Cの以前からの言動、およびCが前々日から帰っていないことなどを考えて、Cがこの事件に参加しているのではないかと思い、「お前らがやったのか」と聞いた。CとDはうろたえて、「どこかへ行きたいので、紹介して欲しい」と言ったのに対し、被告人Aは同日10時半頃まで切々と説得し、反省を求めた。その甲斐あって、CとDの思い詰めた表情にも落ち着きの色が見えはじめた。

被告人Aは、牧師として、神に対する自分の義務は、自分のことを頼ってきた人が人間として成長していくように配慮することであると考えた。そこで被告人Aは、CとDが反省する可能性に望みを託し、彼らの魂への配慮から、彼らの将来を誤らせないため、しばらくの間、静かに働きながら自分の行ったことについて考え、反省をすることができる場所と機会を与えることが必要であると考えた。そのため、被告人Aは、同じ信仰に立ち、心の通じ合えるB牧師に対して、××キリスト教会で1週間程度預かってくれるよう依頼した。B牧師はその依頼を承諾したので、被告人Aは、CとDを、20日の昼、B牧師に預けた。このときDは、被告人Aに対して「母には、自分は事件に関係ないと言ってあるので、母や学校に居所を知らせないでくれ。また、母が警察に保護願いを出したりしないようにしてくれ」と頼んだ。被告人Aはこれを承諾した。

B牧師はその日から、CとDを××キリスト教会に住ませ、23日から、建設会社で自動車の助手として働かせながら、夜は教会の会合に出席させるなどして、CとDの反省を深めさせるよう指導した。

被告人Aはその間、CとDに対する配慮に心を砕き、その目的を達するためには彼らの信頼を得ることが絶対の条件であると信じ、教会に警察官が訪れCの所在を訪ねた際に、心ならずも「知らない」と答え、また、学校に対してもCの居場所を知らせなかった。しかし、被告人Aは、CとDを警察の捜査活動から逃れさせる意図を、はじめから全く持っていなかったし、25日頃、CとDの友人らが警察の取り調べを受けていることを知り、また、CとDがその頃ようやく反省し落ち着きを取り戻

したとの様子をB牧師から聞いたので、ここらがCとDを警察に出頭させるのに適当な時期であると判断した。そこで、被告人Aは26日にB牧師と相談した上、28日、Cの母であるEと共に××キリスト教会に行き、キリスト教会へ帰ることを説得した。その結果、CとDは、28日にキリスト教会に帰り、警察に任意出頭した。

【事件の争点】

被告人Aは、10月19日、CとDがキリスト教会へ帰ってきた時点において、彼らが行った罪について知っていた。それにもかかわらず、牧師としての立場から、自分を頼ってきたCとDの将来を真剣に心配し、彼らを落ち着かせて反省の場を与え、彼らの魂を救うことが重要であると考え、知り合いのB牧師が所属する教会に預けた。そして、警察にCとDの居場所を聞かれても、「知らない」と答え、学校にも居場所を教えなかった。

被告人であるA牧師のこの行為は、刑法第一〇三条にいう、犯人蔵匿の罪にあたるか。あたるとすれば、その刑罰はどの程度が適当か。

【関係する法令と用語解説】

刑法（明治四〇年四月二四日法律第四五号）

（正当行為）

第三五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（犯人蔵匿等）

第一〇三条 罰金以上の刑にあたる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処する。

「蔵匿」とは、場所を提供してかくまうこと。

「隠避」とは、蔵匿以外の方法で、捜査機関による発見、逮捕を免れるようにする全ての行為のこと。たとえば、逃走の資金を与えたり、捜査の動静を教える行為、変装用具を与える行為などがこれにあたる。

日本国憲法

第一三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二〇条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。（後略）

この資料は、神戸簡裁昭50・2・20刑事裁判月報7・2・104その他による。主たる争点として指摘されるのは、牧師の行動が「正当な業務」にあたるか否か。

（2）具体的な授業展開

弁護士・検察官・裁判官のうちから、好きな役割を選択させ、それぞれの立場に立った上で、自らの主張を考えさせ、作業プリントに書かせる。

それぞれの主張を発表させる。それぞれの主張のメモをとらせる。

弁護士は検察官の、検察官は弁護士の主張に反論をさせる。

裁判官は、弁護士・検察官双方の主張を聞き、自分なりの判決を考え、発表する。

それぞれの主張が異なることに気づかせる。

実際の裁判において、仮に、同じ事件を異なる裁判官が扱った場合、裁判官によって判決が異なりうるのか、あるいは、同じ判決になるのかを問う。

裁判や法の解釈の特質について考えさせる。

(3) 生徒の感想

「絶対に、裁判では、正しいか正しくないかの判決が下されると思っていたが、裁判官も人である以上、その事件に対する価値観が違うわけで、本当に正しいという答えはないことがわかった。そして、こうやって話し合っていくことで、みんなの価値観がわかり、自分が今、どの立場に相当するのかなどがわかるので良かった。」

「十人十色の判決がでておもしろかった。人によって価値観が違い、判決にも違いがでてくるというのを実感した。判決というのは、被告人の人生を左右するものであり、とても重要だということも考えさせられた。」

「法の解釈と価値判断、個人の価値観で判断するということは、とても難しいことだ、人それぞれの価値観というものがあるし、必ずしも同じとは言えない。それだけに、法や裁判に関する仕事には、責任感が必要だと思う。考えてみれば、どの裁判官も同じ判決をするなら、裁判の必要はないと思った。」

裁判の判決は、コンピューターには決してできないことだと思った。それは、どんなに小さな裁判でも、価値観が必要であるからだ。」

裁判官や弁護士・検察官が皆、人間であるということ。それぞれに価値観があり、それに基づいて裁判が構成されているのだということがよくわかった。それにより、人間味のある良い判決が出るとも思えば、完璧な判決などはないということもあり、難しいところだと感じた。」

(4) 授業の留意点

本科目の最初の授業

- ・教員から教えられたことを覚えればすむという授業ではない。
(そもそも、法は「覚えればすむ」ものではない)
 - ・自分自身の価値判断をきちんと行い、それに説得的な理由付けをすることが重要である。
(唯一絶対の正解があらかじめ用意されているわけではない)
 - ・他者の価値判断とその理由付けから学び、自らの価値判断を再構成していくことが必要である。
(教員からだけでなく、仲間から学ぶ 市民社会における人間関係)
- 法の解釈の本質が価値判断であること。
- ・判断に責任が伴うこと。
 - ・すべての人が法律家の判断を批判しうること。
 - ・一人ひとりが法をつくる主体であるという意識。

後藤昭『わたしたちと裁判』(岩波書店、1997年)の「第五章 裁判と法」を参照。

4 法的価値の尊重 目標と課題

【参考】リーガル・マインドとは？（田中成明の整理による。田中成明『法学入門法と現代社会』放送大学教育振興会、2000年）

- 1 紛争や意見の対立に直面した場合、錯綜した状況を整理して、その中から法的に何が問題なのか、問題を発見する能力。
- 2 法的に関連のある重要な事実・争点とそうでないものとを区別し、法的に分析する能力。
- 3 関係者の言い分を公平に聞き、適正な手続をふんで、妥当な解決案を考え出す能力。
- 4 適切な理由に基づく合理的推論によって、きちんとした法的理論構成を行う能力。
- 5 正義・人権・自由・平等などの法的な価値を尊重する感覚。
- 6 全体的状況を踏まえて各論拠を比較考量し、バランスのとれた的確な判断をする能力。
- 7 思考や判断の理由・過程・結論などを関係者に説得する能力。

(1) 上記1、2 生のままの事実を解きほぐし、法的な観点から整理する段階。

上記3、4 判断をおこなうために踏むべき手続の段階。

上記5、6 実質的な判断の段階。

上記7 判断を説明する段階。

(2) 法教育に特有の意義は、おそらく、上記5に示されたような法的な価値を尊重する態度を育てるということにあるように思われる。たとえば、上記6で示されている「比較考量」「バランスのとれた的確な判断」をおこなう際にも、5で示された実質的な価値の観点が入っているかどうかの問題となる。おそらく、この点が、高校における法教育の最大の目標のひとつとなるように思われる。

cf 解釈枠客観説

(3) 授業において、上記5以外の各項目に示された能力を高めるような方策を採ったとしても、その方策は、生徒の価値判断そのものを、上記5に示されたような一定の方向を持ったものへと変容させることになるだろうか。

5 中学校以前の段階に望むもの（？）

(1) 事実を見つけ出す能力

(2) 適正な手続を踏むべきだ、という感覚

(3) 「正解のある問い」ばかりではない、という感覚

(4) 立場に規定された判断

(5) 多様な立場の存在

(6) 普遍的な価値の存在

……